

議案第 6 号

川崎市生産緑地地区の区域の規模に関する条例の制定について

川崎市生産緑地地区の区域の規模に関する条例を次のとおり制定する。

平成30年 2 月 13 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市生産緑地地区の区域の規模に関する条例

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第2項に規定する条例で定める区域の規模に関する条件は、300平方メートル以上であることとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

生産緑地法第3条第2項の規定に基づき、生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定めるため、この条例を制定するものである。